

福岡市高速鉄道連絡運輸規程取扱要綱

(昭和58年 3月15日
管理者達 第5号)

改正 昭和59—管理者達 5 昭和60—管理者達 3
平成元—管理者達 8 平成 4—管理者達 6
平成 9—管理者達 5 平成11—管理者達 3
平成16—管理者達19 平成26—管理者達 5
令和元—管理者達 8 令和 2—管理者達10

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市高速鉄道連絡運輸規程（昭和58年福岡市交通事業管理規程第5号。以下「規程」という。）の規定による、本市高速鉄道への連絡乗車券による乗車の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学定期乗車券の発売の特例)

第2条 規程第14条の規定にかかわらず、通学定期乗車券及び連絡割引通学定期乗車券は、規程第2条に規定する社において定める様式の通学証明書を提出した場合にも発売するものとする。

(団体乗車券の申込みの特例)

第3条 規程第15条第2項の規定にかかわらず、規程第36条の規定に基づき準用する福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号。以下「施行規程」という。）第35条第1号に規定する学生団体（以下「学生団体」という。）が、団体乗車券を購入しようとして施行規程第36条第4項に定める様式の団体乗車申込書を提出した場合は、有効な団体乗車の申込みがあったものとして取扱うものとする。

(団体乗車券発売の特例)

第4条 施行規定第35条の規定にかかわらず、同条第1号に規定する付添人及び当該学校等の教職員以外の者（以下「付添人等以外の者」という。）も、学生団体の構成員として取扱うことができる。この場合において、付添人等以外の者については、普通料金又は連絡割引普通料金を収受するものとする。

(連絡乗車券の発売の対象とならない者の取扱い)

第5条 連絡乗車券の発売の対象とならない者の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 施行規程第18条及び第19条の規定により、高速鉄道区間の乗車料金が無料となる者については、福祉乗車証等により乗車の取扱いを行い、社線区間の乗車料金については、社において乗越しの取扱いを行うものとする。
- (2) 施行規程第15条及び第16条の規定により、高速鉄道区間の乗車料金が割引となる者については、接続駅までの乗車券を発売し、社線区間の乗車料金については、社において乗越しの取扱いを行うものとする。
- (3) 社線区間の乗車料金が無料又は割引となる者については、高速鉄道の着駅において乗越しの取扱いを行うものとする。
- (4) 第1号及び第2号に掲げる者が社線区間から乗車する場合は、第1号に掲げる者については、福祉乗車証等により乗車の取扱いを行い、第2号に掲げる者については、高速鉄道の着駅において乗越しの取扱いを行うものとする。

(途中下車を申し出た場合の取扱い)

第6条 削除

(乗車変更の特例)

第7条 社線区間において乗車した、連絡乗車券を所持しない乗客が、高速鉄道区間を乗車した場合の取扱いについては、規程第26条及び第27条並びに施行規程第61条の規定を準用する。

- 2 規程第27条に規定する方向変更の取扱いを行う場合において、乗客の所持する社の片道普通乗車券又は往復普通乗車券の券面表示区間の営業キロ程が片道100キロメートルを超えるときは、別途乗車として取扱うものとする。この場合においては、当該普通乗車券に福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程取扱要綱（昭和56年福岡市交通局管理者達第3号。以下「取扱要綱」という。）第50条に規定する証明印を押印し、当該普通乗車券は回収しないものとする。

(団体券発売後に人員が減少した場合の取扱い)

第8条 団体券発売後、団体乗客の人員が減少した場合で、取扱要綱第18条の規定による変更の取扱いを行ういとまのないときは、団体乗車券の

裏面の出札証明欄に必要事項を記入したうえ、表面の実際乗車船人員の欄に、人員の減少があった旨を記入し、乗車終了後に払戻しの取扱いを行うものとする。

(団体券の連絡区域外の特例)

第9条 規程第2条第2項に規定する連絡運輸の区域外の社の駅において発売した団体乗車券で、高速鉄道区間が着駅となるもの及び高速鉄道区間を通過するものについては、これを有効なものとして取扱うものとする。

(料金の払戻しの取扱いの特例)

第10条 料金の払戻しを行う場合において、払戻しの請求を受けた駅において払戻すことのできない特別の事情があるときは、乗車券類の裏面(磁気化券で裏面に記入ができないときは表面)に申出月日及び払戻しを行うことができない事由を略記してこれを証明し、払戻しの取扱いを行える他の駅を紹介するものとする。

(経過旬数の計算)

第11条 規程第32条に規定する経過旬数の算出方法は、別表のとおりとする。

(取扱要綱の準用)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡運輸の取扱い細目については、取扱要綱を準用する。この場合において、取扱要綱第24条第4号の規定は「団体乗車券 淡緑色」と、同第42条第2項中「手数料210円」とあるのは「手数料220円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年3月15日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日管理者達第5号)

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年6月1日管理者達第3号)

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (平成元年6月1日管理者達第8号)

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月1日管理者達第6号)

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月31日管理者達第5号)

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日管理者達第3号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日管理者達第19号）

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。

附 則（平成26年3月31日管理者達第5号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日管理者達第8号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日管理者達第10号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

経過旬数の算出方法

起算日	1旬	2旬	3旬
1	10	20	月 末
2	11	21	1
3	12	22	2
4	13	23	3
5	14	24	4
6	15	25	5
7	16	26	6
8	17	27	7
9	18	28	8
10	19	29*	9
11	20	月 末	10
12	21	1	11
13	22	2	12
14	23	3	13
15	24	4	14
16	25	5	15
17	26	6	16
18	27	7	17
19	28	8	18
20	29*	9	19
21	月 末	10	20
22	1	11	21
23	2	12	22
24	3	13	23
25	4	14	24
26	5	15	25
27	6	16	26
28	7	17	27
29	8	18	28
30	9	19	29*
31	10	20	30*

(*印は2月の場合は月末とする。)